



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目次

(※については県例規集登載事項)

(取扱課室名)

ページ

○ 規則	
＊52 生活保護法施行細則の一部を改正する規則	(社会福祉課)..... 1
＊53 建築士法施行細則の一部を改正する規則	(建築住宅課)..... 2
○ 教育委員会規則	
＊19 教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則	 4

規 則

和歌山県規則第52号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年5月30日

和歌山県知事職務代理者
和歌山県職員 福 本 仁 志

生活保護法施行細則の一部を改正する規則
生活保護法施行細則（平成12年和歌山県規則第125号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別記第47号様式の 2（第18条関係） 誓約書（医療機関用） 略 （誓約項目） 生活保護法第49条の 2 第 2 項第 2 号から第 9 号までの規定関係 1 第 2 項第 2 号関係 開設者が、<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過しない者であること。 2～8 略	別記第47号様式の 2（第18条関係） 誓約書（医療機関用） 略 （誓約項目） 生活保護法第49条の 2 第 2 項第 2 号から第 9 号までの規定関係 1 第 2 項第 2 号関係 開設者が、<u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過しない者であること。 2～8 略
別記第48号様式の 2（第18条関係） 誓約書（介護機関用） 略 （誓約項目） 生活保護法第54条の 2 第 5 項において準用する同法第49条の 2 第 2 項第 2 号から第 9 号までの規定関係 1 第 2 項第 2 号関係 開設者が、<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過しない者であること。	別記第48号様式の 2（第18条関係） 誓約書（介護機関用） 略 （誓約項目） 生活保護法第54条の 2 第 5 項において準用する同法第49条の 2 第 2 項第 2 号から第 9 号までの規定関係 1 第 2 項第 2 号関係 開設者が、<u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過しない者であること。

2 ～ 8 略

別記第48号様式の 5 (第18条関係)
誓約書 (助産機関・施術機関用)

略

(誓約項目)

生活保護法第55条第2項において準用する
同法第49条の2第2項各号(第1号、第4号
ただし書、第7号及び第9号を除く。)の規
定関係

1 第2項第2号関係

指定を受けようとする助産師又は施術者
(以下「申請者」という。)が、拘禁刑以
上の刑に処せられ、その執行を終わり、又
は執行を受けることがなくなった日を経過
しない者であること。

2 ～ 6 略

2 ～ 8 略

別記第48号様式の 5 (第18条関係)
誓約書 (助産機関・施術機関用)

略

(誓約項目)

生活保護法第55条第2項において準用する
同法第49条の2第2項各号(第1号、第4号
ただし書、第7号及び第9号を除く。)の規
定関係

1 第2項第2号関係

指定を受けようとする助産師又は施術者
(以下「申請者」という。)が、禁錮以上
の刑に処せられ、その執行を終わり、又は
執行を受けることがなくなった日を経過し
ない者であること。

2 ～ 6 略

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の生活保護法施行細則の規定による用紙は、当分の間、所要の修正を加え、な
-
- お使用することができる。

和歌山県規則第53号

建築士法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年5月30日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県職員 福 本 仁 志

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則 (昭和26年和歌山県規則第4号) の一部を次のように改正する。

別記第1号様式 (裏面) を次のように改める。

(裏面)

欠 格 事 由	1 拘禁刑以上の刑に処せられたこと（刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号）による改正前の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 13 条に規定する禁錮以上の刑に処せられたことを含む。）がありますか。 あるときはその罪及び刑 _____ あるときはその刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日 _____ 年 月 日	☐ ある ☐ ない	
	2 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられたことがありますか。 あるときはその罪及び刑 _____ あるときはその刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日 _____ 年 月 日	☐ ある ☐ ない	
	3 建築士法第 9 条第 1 項第 4 号又は第 10 条第 1 項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。 あるときは、その日 _____ 年 月 日	☐ ある ☐ ない	
	4 建築士法第 10 条第 1 項の規定による業務の停止の処分を受け、その停止の期間中に建築士法第 9 条第 1 項第 1 号の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。 業務の停止の処分を受けたことがあるときは、その停止の期間 _____ 年 月 日から _____ 年 月 日まで	☐ ある ☐ ない	
	5 精神の機能の障害により二級建築士又は木造建築士の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態ですか。	☐ はい ☐ いいえ	
※登録番号 _____		※登録年月日 _____ 年 月 日	※登録確認 _____
収入証紙 貼付欄			

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

教育委員会規則

和歌山県教育委員会規則第19号

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年5月30日

和歌山県教育委員会委員長 今 西 宏 行

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の免許状に関する規則（昭和46年和歌山県教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「		「		を		に改める。	
総合	特別	総合	特別				
的な	活動	的な	活動				
学習	の指	探求	の指				
の時	導法	の時	導法				
間の		間の					
指導		指導					
法		法					
」		」					

別表第2中

「		「		を		に改める。	
総合	特別	総合	特別				
的な	活動	的な	活動				
学習	の指	探求	の指				
の時	導法	の時	導法				
間の		間の					
指導		指導					
法		法					
」		」					



別表第3を次のように改める。

別表第3 (第33条関係)

(免許法附則第5項の場合)

1 中学校教諭の普通免許状の場合

受けようとする免許状の種類	免許法附則第5項の表の番号	必要在職年数	最低修得単位数																大学が独自に設定する科目	必要総単位数
			教科及び教職に関する科目																	
			教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等																
				教科及び教科の指導法に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目					道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目					教科及び教科の指導法に関する科目					
			教科に関する専門的事項	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	道徳	総合的な学習の時間の指導法	特別の活動の指導法	教育の技術を活用した教育の理論及び方法	情報通信の理論及び方法	生徒指導の理論及び方法	教育相談(カウンセリング)に関する基礎的な知識を含む。の理論及び方法	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)		
中学校教諭1種免許状	1	10	4	2						4										10
	2	3	4	2						4										10
	3		4	2						4										10

2 高等学校教諭の普通免許状の場合

受けようとする免許状の種類	免許法附則第5項の表の番号	必要在職年数	最低修得単位数																大学が独自に設定する科目	必要総単位数
			教科及び教職に関する科目																	
			教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等												教科及び教科の指導法に関する科目				
				教科及び教科の指導法に関する科目					道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目											
			教科に関する専門的事項	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	総合的な探求の時間の指導法	特別活動の指導法	教育の方法及び技術	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	生徒指導の理論及び方法	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）			
高等学校教諭専修免許状	4	5																	10	10
	5	1																	10	10

別表第5中

「
総合
的な
学習
の時
間の
指導
法
」

を

「
総合
的な
探求
の時
間の
指導
法
」

に改める。

別表第6中

「
総合
的な
学習
の時
間の
指導
法
」

を

「
総合
的な
探求
の時
間の
指導
法
」

に改める。

別表第7を次のように改める。

別表第7(第36条関係)

1 免許法別表第5の場合

(1) 中学校教諭の普通免許状の場合

受けようとする免許状の種類	必要在職年数	最低修得単位数															必要総単位数	
		教科及び教職に関する科目																
		教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等															
		教科及び教科の指導法に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目						道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目					教科及び教科の指導法に関する科目	選択			
		教科に関する専門的事項	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	道徳	総合的な学習の時間の指導法	特別教育活動の方法及び指導法	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	生徒指導の理論及び方法	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）		
中学校教諭1種免許状	3	10	2						3									15
	4	5	2						3									10
中学校教諭2種免許状	6	10	4						5								1	20
	7	8	3						4									15
	8	5	2						3									10
免許法別表第5備考第4号	6	5	2						3									10

(2) 高等学校教諭の普通免許状の場合

受けようとする免許状の種類	必要在職年数	最低修得単位数															必要総単位数	
		教科及び教職に関する科目																
		教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等															
		教科及び教科の指導法に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目					道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目					教科及び教科の指導法に関する科目					
教科に関する専門的事項	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	総合的な探求の時間の指導法	特別活動の指導法	教育の方法及び技術	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	生徒指導の理論及び方法	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）				
高等学校教諭1種免許状	3	5	2					3										10
昭和29年改正法附則第8項	6	5	2					3										10

2 免許法附則第9項の場合

受けようとする免許状の種類	免許法附則第9項の表第2欄の記号	必要在職年数	最低修得単位数															必要総単位数
			教科及び教職に関する科目															
			教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等														
				教科及び教科の指導法に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目							道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目					教科及び教科の指導法に関する科目	
					教科に関する専門的事項	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	総合的な探求の時間の指導法	特別活動の指導法	教育の方法及び技術	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	生徒指導の理論及び方法		
高等学校教諭1種免許状（実習教諭）	イ	3	5	2							3							10
	ロ	3	5	2							3							10
	ハ	6	5	2							3							10
	ニ	3	5	2							3							10

別表第8中

「 道徳、 総合的 な学習 の時間 及び特 別活動 に關す る内容 」	を	「 道徳、 総合的 な学習 の時間 及び総 合的な 探求の 時間並 びに特 別活動 に關す る内容 」	に改める。
--	---	--	-------

別記第5号様式中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

別記第19号様式を次のように改める。

別記第19号様式(第25条関係)

第 号

教育職員免許状授与証明書

本 籍 地

氏 名

生年月日 年 月 日

上記の者に下記の教育職員免許状を授与したことを証明します。

免 許 状 種 類		
教 科 、 事 項 又 は 領 域		
免 許 状 番 号		
授 与 年 月 日		
授 与 権 者		
追 加 し た 領 域 及 び 追 加 年 月 日	領 域 名	追 加 年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
根 拠 規 定		
備 考		

年 月 日

和歌山県教育委員会

印

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年6月1日から施行する。ただし、別表第1から別表第3まで、別表第5から別表第8まで及び別記第19号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の教育職員の免許状に関する規則別記第19号様式による教育職員免許状授与証明書は、この規則による改正後の教育職員の免許状に関する規則別記第19号様式による教育職員免許状授与証明書とみなす。